

建築物における青森県産材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、株式会社青森みちのく銀行（以下「甲」という。）、青森県木材協同組合（以下「乙」という。）と青森県（以下「丙」という。）は、建築物における青森県産材（以下「県産材」という。）の利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用の促進に関する構想」及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用構想

（1）甲による建築物の木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、県産材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や地域経済の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の利用を行うことにより、SDGsに貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、店舗の内外装や什器等の備品類に県産材の活用を積極的に行う。
- ・甲は、銀行の利用者等に木材利用の意義やメリットについて、積極的に情報発信する。

（2）乙による木材の利用の促進に関する構想

①構想の内容

- ・乙は、甲による店舗等の整備にあたり、県産材利用を促進するため、県産材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用については2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

②構想の達成に向けた取組の内容

- ・乙は、甲による店舗等の整備にあたり、需要に応じた供給体制を整え、求められる品質や量の県産材の供給を適時に行う。
- ・乙は、甲の店舗等の整備で利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。

3. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

青森県及び青森みちのく銀行の拠点がある区域

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和13年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解約・解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除できるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自その一通を保管する。

令和7年9月19日

甲 株式会社青森みちのく銀行 頭取 石川 啓太郎

乙 青森県木材協同組合 理事長 島 英 樹

丙 青森県知事 宮下 宗一郎